

## 永田地区センター 質問及び回答

	書類	ページ	質問項目	質問内容	回答
1	公募要項	5ページ	応募方法について	様式2について、「A4版1ページ以内でおまとめください」との記載がございますが、文字のポイント数に指定はありますか。書式について他にもご指定がございましたらご教示ください。	文字のポイント数、フォントについては指定はありません。明瞭なもので提出してください。 (ポイント数は概ね8ポイント以上が望ましい)
2	仕様書	1ページ	法令等の遵守	指定管理者案件で経費圧縮の目的で個人事業主に業務を委託し、その対価が県の最低賃金を下回る偽装事案があると聞き及びます。本案件において個人事業主に委託する業務についてどの様にお考えでしょうか。	労働関係法令を含めた法令等の遵守は、施設運営にあたっての基本的遵守事項であり、遵守いただいているものと考えますが、委託事業については、年度ごとに委託事業の報告を提出いただくこととなっております、疑義が生じた場合には調査等を行います。
3	特記仕様書	2ページ	利用の基準	指定管理者が自主事業を実施するにあたり、施設の優先利用は可能ですか。	優先利用は「指定管理者が認めた場合」に利用可能とされています。 指定管理者が優先利用をすることも可能ですが、一般利用者の利用が阻害されることのないよう留意してください。
4	特記仕様書	6ページ	施設の維持管理業務について	法定点検及びその他点検、試験、整備に関して、維持管理業務対象設備の詳細(数量や製造メーカー、型式等)をご教示ください。  例) 消防設備点検、空調設備保守、受変電設備保守、グリーストラップ清掃、監視カメラシステム、温水ヒーター(ボイラー)保守、各排水槽清掃、ガス監視装置等	永田地区センターにおいて、下記のとおり点検報告書等の閲覧日を設けます。 閲覧を希望される団体は7月7日(火)17時まで に南区役所地域振興課まで御連絡ください。 閲覧期間：7月9日(木)10時～17時

	書類	ページ	質問項目	質問内容	回答
5	特記仕様書	8ページ	外構、植栽管理業務について	“植栽が事業期間内に枯損した場合は、復元を行うこと” とありますが、現地見学会の際に枯損した（しかけている）植栽が見受けられました。第三期の指定管理期間が開始される際には、全植栽が復元された状態で期間開始するものとみてよろしいでしょうか。	第2期指定管理期間終了前に、現指定管理者と区が協議のうえ、復元するかどうかを決定します。
6	特記仕様書	8ページ	外構、植栽管理業務について	管理対象となる中低木、高木等の本数と種類をご教示下さい。	台帳等の資料はありませんので、現地で御確認ください。
7	特記仕様書	9ページ	利用者サービス向上、利用促進等の取組について	現在永田地区センターにて活動している団体の登録数をご教示下さい。また、名簿を頂くことは可能でしょうか。	登録団体数は約500団体です。 このうち、現在も定期的に利用される団体は約100団体です。 名簿については個人情報が含まれるため公開できません。